

都道府県知事 }
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

1,1-ジクロロエチレンの排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準
並びに亜鉛の暫定排水基準の見直しについて

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づく環境基準については、平成21年11月30日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成21年環境省告示第78号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成21年環境省告示79号）が告示され、1,1-ジクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が0.02mg/lから0.1mg/lに変更された。

また、「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」（平成18年環境省令第33号）により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項に基づく亜鉛の排水基準が強化された。その際、直ちに当該排水基準を達成することが著しく困難と認められた10業種に属する特定事業場に対しては、施行後5年間に限った暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しているが、現行の暫定排水基準は平成23年12月10日をもって適用期限を迎えることとなる。

これらを受け、1,1-ジクロロエチレンの排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を改正するとともに、亜鉛の暫定排水基準について見直しを行い、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第28号。以下「改正省令」という。）を平成23年10月28日に公布し、同年11月1日（亜鉛の暫定排水基準の見直しに関する規定については同年12月11日）から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

記

1. 措置の内容

(1) 水質汚濁防止法施行規則の一部改正

1,1-ジクロロエチレンについて、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府

・通商産業省令第2号)における地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の値を、従前の0.02mg/lから0.1mg/lに変更する。(改正省令本則第1条)

(2) 排水基準を定める省令の一部改正

1,1-ジクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準(以下「一律排水基準」という。)の値を、従前の0.2mg/lから1mg/lに変更する。(改正省令本則第2条)

(3) 排水基準等を定める省令の一部改正の一部改正

亜鉛について、暫定排水基準が適用されていた10業種のうち、7業種については一律排水基準に移行し、3業種については現行の暫定排水基準のまま延長する。適用期限は平成28年12月10日までとする。(改正省令本則第3条)

(4) 罰則についての措置

改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。(改正省令附則第2条)

2. 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の排水基準を定める省令附則別表に規定する暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から5年後に一律排水基準に対応できるよう、必要な指導等をお願いしたい。